

④ 財産評価の改正

Q : 相続税を計算する際の一般動産の財産評価の方法が変わったそうですが、どのようになったのですか？

A : 調達価額による評価から売買実例価額や精通者意見価格等を参酌して評価することとなりました。その他、立木、船舶なども同様の改正がされています。

【解説】

国税庁は、さきごろ、財産評価基本通達を改正して、営業権や取引相場のない株式、一般動産などの評価方法を改正しました。

一般動産については次のように改正されています。

「改正前」

調達価額に相当する金額によって評価。ただし、調達価額が明らかでないものは、その動産と同種同規格の新品の小売価額から取得時から課税時期までの償却費の合計額及び原価の額を控除して評価する。

「改正後」

売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価。ただし、それらが明らかでないものはその動産と同種同規格の新品の小売価額からその製造費から課税時期までの償却費の合計額及び原価の額を控除して評価する。この場合の償却方法は、改正定率法による。

なお、森林の立木以外の立木、立竹及び牛馬等、船舶についても、売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価することとされました。

